

第 6 期 堺 市 第 1 号 被 保 険 者
介 護 保 険 料 (案)

暫定値

所得段階区分	所得段階別対象者	第 6 期 保険料率	第 6 期 保険料額 (年間)	第 6 期 保険料額 (月)
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給、または生活保護受給 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円以下	0. 5	¥37, 530	¥3, 128
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円を超え 1 2 0 万円以下	0. 75	¥56, 300	¥4, 692
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が 1 2 0 万円超	0. 75	¥56, 300	¥4, 692
第 4 段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円以下	0. 9	¥67, 560	¥5, 630
第 5 段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円超	1	¥75, 060	¥6, 255
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1 2 5 万円以下	1. 2	¥90, 070	¥7, 506
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1 2 5 万円を超え 2 0 0 万円未満	1. 3	¥97, 580	¥8, 132
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1. 5	¥112, 590	¥9, 383
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1. 65	¥123, 850	¥10, 321
第 1 0 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	1. 8	¥135, 110	¥11, 259
第 1 1 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	1. 95	¥146, 370	¥12, 198
第 1 2 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	2. 1	¥157, 630	¥13, 136
第 1 3 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	2. 2	¥165, 130	¥13, 761
第 1 4 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 8 0 0 万円以上	2. 3	¥172, 640	¥14, 387

※ 第6期・・・平成27年度～平成29年度の介護保険事業計画期間

第6期堺市第1号被保険者介護保険料の改定に係る考え方について

- ① 負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分の設定
- 介護保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大します。より安定的な介護保険制度の運営のために、第5期に引き続き被保険者の負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分の設定を実施します。
- 新第4段階と新第6段階について、国の定めた保険料率に合わせ、第5期と比較して保険料率を低く抑えます。
- 新第7段階以上の課税層については、安定的な制度の運営のため、第5期と比較して保険料率を上げます。
- ② 低所得者対策として公費の投入
- 低所得者対策として新第1段階から新第3段階については、公費の投入により上記表からさらに保険料率を低く抑える予定となっています。

第 5 期 堺 市 第 1 号 被 保 険 者
介 護 保 険 料 (現 行)

資料 3

所得段階区分	所得段階別対象者	第 5 期 保険料率	第 5 期 保険料額 (年間)	第 5 期 保険料額 (月)
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給、または生活保護受給	0. 49	¥31, 460	¥2, 622
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円以下	0. 49	¥31, 460	¥2, 622
特例第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円を超え 1 2 0 万円以下	0. 72	¥46, 220	¥3, 852
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が 1 2 0 万円超	0. 75	¥48, 150	¥4, 013
特例第 4 段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円以下	0. 97	¥62, 270	¥5, 189
第 4 段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 8 0 万円超	1	¥64, 190	¥5, 349
第 5 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1 2 5 万円以下	1. 22	¥78, 320	¥6, 527
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1 2 5 万円を超え 2 0 0 万円未満	1. 25	¥80, 240	¥6, 687
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1. 4	¥89, 870	¥7, 489
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1. 55	¥99, 500	¥8, 292
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	1. 7	¥109, 130	¥9, 094
第 1 0 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満	1. 85	¥118, 760	¥9, 897
第 1 1 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	2	¥128, 380	¥10, 698
第 1 2 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 7 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満	2. 1	¥134, 800	¥11, 233
第 1 3 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 8 0 0 万円以上	2. 2	¥141, 220	¥11, 768

※ 第5期・・・平成24年度～平成26年度の介護保険事業計画期間